

北海道アザラシ管理計画（素案）に対する関係機関の意見等

北海道アザラシ管理計画（素案）について、国の関係機関、関係市町村、関係団体に意見照会したところ、19機関・団体からご意見、要望が寄せられました。ご意見等の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見等の概要	意見等に対する道の考え方
<p>1. 現状・課題について</p> <p>○ <u>ゼニガタアザラシ・ゴマフアザラシともに、適正管理のためには科学的手法による個体数推定が必須条件であり、そのための個体数並びに漁業被害の正確な推定のための手法の向上を目指すことが肝要と考えます。</u></p> <p>ただし、ソビエト連邦崩壊後のデータ不足による回遊個体群の動態が不明であることや周年定着個体群の動態解明も途上である現状においては、いきなり正確な個体数の推定を目指す以前に、まずは<u>個体群変動を把握できる簡易指標（例えば、観察条件を一定に保つことのできる特定調査地点（数地点）における同条件による継続的目視調査での個体数変動あるいは努力量当たりの目撃数（Sighting Per Unit Effort：SPUE）など）を設定し、その指標に沿った動態モニタリングをもとに管理方針を決めるという手法も必要と考えます。</u>不十分な情報をもとに緊急の事態に対応しなければならないのは現在の環境問題の特徴ですが、同様な事態の対応事例としては諸外国の外来種問題対策などにおいても、まずは対象種の動態を把握する簡易指標を設定し、動態と被害状況をモニタリングすることから当面の管理を進めることで効果を上げています。まずは<u>当面の被害減少に直結する手法を設定した上で、正確な個体数推定手法の確立を目指し、全体的な対策の向上を図ることが現実的な対応と考えます。</u></p> <p>農業被害額の推定についても現状では正確な推定が難しい状況ではありますが、一定の基準による評価を変えずに被害調査を継続することによって被害の動向は把握することは可能ですので、まずは<u>対策によって被害減少を図ることを第一の目標とし、その間に正確な被害額の評価手法を確立するよう努力すべきと考えます。</u></p> <p>漁業被害額の正確な評価においては、被害を受けている漁民の方々にも、正確に被害推定をすることがひいては被害低減につながるということを理解していただくことが重要と考えます。被害額の取り扱いに関しては、利害関係者間での信頼関係を構築することが状況を打開するための第一歩であることを理解していただくよう社会的な対応が必要と考えます。</p> <p>同様に他のアザラシ類の混獲状況把握においても、正確な実態把握が漁撈活動の保護につながることを理解していただくことが重要です。なお、回遊個体群の実態解明については、<u>国とも連携の上で、ロシアとの協力体制を確立して情報の収集に努める努力を勧めたい。</u></p>	<p>①アザラシ類については、科学的知見が乏しいことから、トドでの事例などを参考にして、捕獲対策などを進めてまいります。捕獲の効果については、上陸個体のカウントや漁業被害の調査などのモニタリングを実施し、専門家などにより科学的に検証するとともに、地域の声を聞きながら翌年度の捕獲目標や管理の手法につきましてその都度検討し、それに基づき調整をしながら取組を推進していく、いわゆる順応的な管理に努めていきます。</p> <p>②漁業被害の把握のため、漁獲努力量と漁獲量の相関関係や漁業者からの聞き取りなどを行ってご理解いただくよう努めてまいります。</p> <p>※⑦と同様</p>
<p>○ <u>今回道が今回策定する計画の主たる対象はゴマフアザラシであり、ゼニガタアザラシは対象とされていないため、ゼニガタアザラシについては「参考」とするか「その他のアザラシ類」に含めるか、もしくはゴマフアザラシの後に記述すべきである。</u></p> <p>また、「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画」では、「ゼニガタアザラシの存続可能性の評価」と「漁業被害の軽減」を行うために策定されたものであり、個体数調整を行わないことをあえてここで記述する必要性は無いと考える。また、「その間…」となっているが、そもそも個体数調整を行うことを前提とした計画にはなっていないことから、<u>ゼニガタアザラシに関して、「その間個体数調整は行わず」を削除されたい。</u></p>	<p>③今回の計画は、ゴマフアザラシを対象とした計画であることから修正します。</p> <p>素案から原案への変更点 1</p> <p>④「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画（環境省計画）」の記述に準拠し、ご指摘のとおり削除します。</p> <p>素案から原案への変更点 1</p>

意見等の概要	意見等に対する道の考え方
<p>○ 本計画（素案）に対する意見等は特にありませんが、<u>漁業被害の現況については、「海獣類漁業被害実態調査（漁業被害状況調査）」が全てではなく、何の種類による被害か把握できないことから、数値化されていない実態があることも念頭においていただきたい。</u></p> <p>また、被害箇所については、日高地区はえりも地域が中心となっているが、年々、西部地域にも拡大してきている実態があるとの<u>浜からの意見があることも考慮願いたい。</u></p>	<p>⑤漁業被害の実態把握は、数値化が困難なものがあることから、漁業被害のモニタリングでは、漁業協同組合、漁業者からの聴き取りなどを実施し、数字だけでは評価できない定性的評価も検討することとしています。</p>
<p>2. 第二種特定鳥獣の種類について</p> <p>○ <u>現時点でゴマフアザラシを指定し、ゼニガタアザラシを法で定める希少鳥獣であるという理由から対象としないことは妥当と考えるが、前述のようにゼニガタアザラシについても状況把握を進める手法は考えられるため、引き続き状況把握の向上を目指して科学的管理を目指していただきたい。</u></p> <p>○ <u>北海道アザラシ管理計画（素案）には、希少鳥獣であるゼニガタアザラシは計画の対象鳥獣となっていないが、日高東部地域におけるゼニガタアザラシの漁業被害は甚大な問題であるため、今後、希少鳥獣から外れた場合は、速やかに道計画に盛り込み、被害が軽減できるよう具体的な削減目標を定め実行に移していただきたい。</u></p> <p>○ <u>襟裳岬周辺ではゼニガタアザラシの確認個体数が著しく増加し、漁業被害が深刻化しており、生息域が広がり当町においても被害が及んでいるところ。このため、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と漁業との共存を目的に、環境省による「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画」が策定され、平成27年度末までに絶滅危惧種再評価が行われることとされているので、今回の北海道アザラシ管理計画には対象鳥獣とはなっていないが、絶滅危惧種の選定解除の際には、速やかに管理計画に盛り込み、対策を講じていただきたい。</u></p> <p>○ <u>襟裳岬周辺ではゼニガタアザラシの確認個体数が著しく増加し漁業被害が深刻化しています。このことから、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と漁業との共存を目的に、環境省が「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画」を策定し、関係団体との連携により事業を実施しているところ。今回の北海道アザラシ管理計画は、希少鳥獣であるゼニガタアザラシは計画の対象鳥獣となっていないが、現在、環境省や関係団体により、平成27年度末までに絶滅危惧種の再評価を行うための取組を実施しており、絶滅危惧種の選定解除の際には、すみやかに管理計画に盛り込んでもらい、対策を講じていただくことを要望します。</u></p> <p>○ 「ゼニガタアザラシは希少鳥獣のため、法第7条の2第1項の規定による計画の対象鳥獣としない」という部分について、えりも以東はゼニガタアザラシの漁業被害が顕著であるため、対象鳥獣となるよう検討をお願いします。</p>	<p>⑥ゼニガタアザラシについては、希少鳥獣であることから環境省が主体的に調査等を実施していますが、道でも漁業被害の把握などに努め、環境省と連携して取組を進めます。</p> <p>⑦ゼニガタアザラシが希少鳥獣から外れた場合は、速やかに第二種特定鳥獣の適否を判断してまいります。</p> <p>⑧法の定めるところにより、希少鳥獣は第二種特定鳥獣とすることができませんので、ご理解願います。</p>
<p>3. 生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他の管理の目標</p> <p>○ <u>周年定着個体の削減方法について、船舶を所有していない狩猟者は、個体を捕獲する手段がなく、船舶を借り上げて海上へ出たとしても、有害捕獲者が狩猟する時間帯と漁業者が漁をする時間帯が少なからず重なるため、非常に危険である。</u></p> <p>また、<u>追い払い（爆音機等）についても、個体がすぐ慣れてしまうため長期間の効果は薄く、管理が難しい。</u></p> <p>○ <u>事故防止と安全対策の観点から、銃猟を行う捕獲従事者は、狩猟免許を有する者に限定していただきたい。</u></p> <p>○ <u>事業実施主体となる漁業協同組合等に対して、捕獲従事者が捕獲に要する経費や残滓の処理経費を負担することのないよう指導していただきたい。</u></p> <p>○ <u>ハンター確保について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道猟友会との連携による円滑なハンター確保が必要である。</li> <li>・猟友会所属のハンターが減少及び高齢化していると判断されるため、総合的にハンター養成していく必要がある。</li> </ul>	<p>⑨網など銃以外の捕獲手法の検討を進めます。また、爆音機については、トドの上陸防止に効果を上げているとの報告もあることから、アザラシの追い払い、上陸防止への活用を検討してまいります。</p> <p>⑩事故の防止と安全対策に万全を期して取り組みますので、ご理解願います。</p> <p>⑪捕獲従事者の負担とならないよう努めます。</p> <p>⑫猟友会との連携に努めるとともに、引き続きハンターの育成に努めます。</p>

意見等の概要	意見等に対する道の考え方
<p>○ <u>現時点で当面の目標を周年定着個体の削減に置くことは妥当と考えるが、前述のようにまずは動態把握のための簡易指標によるモニタリング体制を確立し、その評価によっては（周年個体群の管理によって効果が現れなかった場合等）、目標を回遊個体群の管理へ変更するなど、順応的に管理目標を変更していただきたい。</u>そのためにも、回遊個体群の状況についてロシアと協力して解明を進めることを期待します。</p> <p>また、「計画期間終了後、最初の夏期（2017年6月1日から10月31日）に毎月複数回実施する個体数カウントにより得られた最大上陸確認個体数が、礼文島、稚内市（声間・宗谷・抜海）、天売島及び焼尻島において2013年（表2）の1/2以下となることを目指す。」とありますが、この1/2という値は何を根拠に算出された値なのでしょう？</p> <p><u>順応的管理においては明確な目標値の設定は重要ではありませんが、個体数推定及び漁業被害額の推定が不十分としている現状において、この値の設定根拠が不明です。</u>この点においても簡易指標を明示して、どの基準において動態評価を行うかを明確にする必要があると考えます。また、この値が仮の目標値であるのであれば、計画期間中においてもモニタリングの状況に応じて随時目標値を見直して適正な目標値設定を心がけていただきたい。</p> <p>○ 平成29年に平成25年の1/2以下までの軽減を目指すとのことだが、<u>年度ごとに具体的な軽減目標を設定するべきではないか。</u>計画策定の目的のひとつがアザラシとの共存であり、アザラシの捕獲が個体群に与える影響が明らかでない以上、駆除は計画的に行うべきであると考ええる。</p>	<p>※⑦と同様</p> <p>⑬削減の効果・影響を分析・評価するためには、一定程度の個体数の削減が必要であるが、分析・評価の結果、削減を中止し、原状回復を図らなければならないこともあり得ることから、1/2としています。</p> <p>削減の効果や影響については、モニタリングの結果に基づき、検証・評価してまいります。</p> <p>⑭確認個体数を1/2とした場合の効果や影響の評価・検証が目的であることから、年次目標の設定は行いませんが、目標に対する進捗状況、削減による効果や影響は、モニタリングの結果に基づき毎年検証・評価してまいります。</p>
<p>4. 実施体制に関する事項</p> <p>○ <u>地域における協議会の設立</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地レベルでの協議体制を作ることは重要である。</li> </ul> <p>○ 「捕獲や追い払いにより、周年定着個体が南下することがないよう、宗谷、留萌等日本海沿岸地区は連携した取組を実施するよう努めるものとする」——とありますが、このように振興局の管轄をまたぐ連携活動に取り組む場合においては、現在ある各地区単一の振興局海獣被害防止対策連絡会議だけでなく、より広域的な範囲での会議等が必要となると考えられますので、そういった場合の組織体制・連携体制についての具体的な構想を記述すべきかと存じます。</p>	<p>⑮振興局海獣被害防止対策連絡会議を活用し、地域における関係者の意見に配慮してまいります。</p> <p>⑯連携した取組実施のための組織体制・連携体制については、その必要性を含め、別途検討してまいります。</p>
<p>5. その他管理を図るための事業を実施するために必要な事項</p> <p>○ 文中、「ロシアとの情報交換・共同調査の見通しが立っていない」から「削減は行わない」としているが、<u>現在の日ロ関係を勘案すると、長期にわたり調査等の見通しが立たないことも考えられる。</u></p> <p><u>日ロ関係の改善待ちの姿勢ではなく、我が国単独でもできる範囲で調査を行なう姿勢を文中に示していただきたい。</u></p> <p>上記の点以外、素案自体に特に意見はありませんが、計画に基づいた実践なくしては絵に描いた餅になりかねませんので、道の強いリーダーシップの基、市町村と連携して計画を推進されますよう、お願い申し上げます。</p> <p>○ 航行船舶の安全を確保するため、次の事項の追記について検討をお願いします。</p> <p>11.5. 海上保安部署との協議</p> <p><u>「航行船舶の安全を確保するため、具体的な削減方法（捕獲場所、手法及び安全対策）について、事前に海域を管轄する海上保安部署と協議する。」</u></p>	<p>⑰ロシアとの情報交換や共同調査については、平成21年に署名された「日露隣接地域生態系保全協力プログラム」の枠組みの中で行われるものと認識しており、我が国単独でロシア主権地域やロシア実効支配地域の調査は不可能であることから、引き続き国に対し情報交換や共同調査の実施を要望してまいります。</p> <p>⑱安全確保の重要性を踏まえ、ご意見のあった主旨記述を追加します。</p>

意見等の概要	意見等に対する道の考え方
<p>6. その他要望事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>各市の提出意見を十分尊重</u>していただきたい。</li> <li>○ アザラシ管理計画（素案）の策定にあたっては、本会の要望事項が概ね盛り込まれていることから内容については理解した。 しかし、依然として、道内沿岸では、アザラシ（ゴマフ、ゼニガタ等）による漁業被害が年々増大し、漁具の破損や漁獲物の食害等の漁業被害が約5億円となるなど、漁業経営に大きな影響を及ぼしている。各地域では様々な被害防止対策に努めてきたが、個々の町村で対応することには限界がある。漁業経営を安定させ、永続的な漁業生産を実現するために、<u>アザラシによる被害防止対策の拡充や漁業被害に対する補償など抜本的な対策を講じて</u>いただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駆除を含む<u>適正な頭数管理のあり方を盛り込んだ管理計画を明確に策定する必要がある。</u></li> <li>・ <u>海獣被害防止に向けた取り組みを強化するため、「鳥獣被害防止総合対策」や「有害生物漁業被害防止総合対策」など、海獣被害対策の推進に必要な予算を確保することが重要である。</u></li> <li>・ <u>漁具破損など漁業者の負担増となる経費や、水揚げの減少に対する新たな補償制度を創設することが必要である。</u></li> <li>・ <u>ハンターの育成・確保に対する支援の拡充や、猟銃等所持許可の更新時に必要な手続き等の簡素化を図る必要がある。</u></li> <li>・ <u>漁具破損や、混獲を回避するための改良漁具の導入への支援の拡充が必要である。</u></li> <li>・ <u>効果的な忌避技術の開発・普及に取り組むことが必要である。</u></li> <li>・ <u>海獣類の生態解明や、出現頭数把握等のための調査・研究を促進することや、隣国と情報交換の上、適正な海獣類の個体数管理を図る必要がある。</u></li> <li>・ <u>採捕種・採捕頭数枠の拡大を図る必要がある。</u></li> <li>・ <u>残滓の運搬や処理費用に対する財政措置を拡充する必要がある。</u></li> <li>・ <u>海獣被害対策は、トド、オットセイ等は水産庁、アザラシ等は環境省が所管官庁となっていることから関係省庁と連携した被害防止体制を構築する必要がある。</u></li> <li>・ <u>海獣被害対策については、自衛隊と連携した仕組みづくりを検討することも必要である。</u></li> </ul> </li> <li>○ 被害防止のための捕獲枠について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>捕獲頭数の拡大。</u>→周年定着個体群の捕獲枠設定への足がかり（国の施策による捕獲枠設定への移行）</li> <li>・ <u>忌避装置、網改良などの事業創設へ向けての検討が急務である。</u></li> </ul> </li> <li>○ <u>国の外交政策強化によるロシアとの調査体制の構築</u>について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>道における国への要請</u></li> </ul> </li> <li>○ <u>漁業被害の理解浸透</u>について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>報道機関等への的確な情報提供を図る。</u></li> </ul> </li> <li>○ 現状、検討に長い期間をかけると、トドによる漁業被害が他の地区へ拡大する可能性があること。また被害金額も大きくなることから、<u>一日も早く施策を構築することが肝要と判断</u>されます。</li> <li>○ 当町の沿岸漁業における主要水揚げを誇る秋鮭定置網漁の操業期間中に、アザラシ等における被害が年々増加傾向にある為、<u>早急な駆除対策等を推進</u>願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑱ゼニガタアザラシについて 環境省が平成26年5月に策定した「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理画」において、平成27年度末までに絶滅危惧種選定の再評価をすることとしており、道では、再評価の間も深刻な漁業被害の発生が予想されることから、引き続き国に対し、再評価の早期実施と漁業被害に対する補償制度の創設を要望しています。</li> <li>⑳その他のアザラシ類について 捕獲許可は知事の権限となっており、被害防止のための申請があった場合には、速やかに許可事務を行っています。また、平成26年度中を目的にゴマフアザラシを対象とした「(仮称)北海道アザラシ管理計画」を策定し、計画的な管理により漁業被害の軽減を目指してまいります。</li> <li>㉑周年定着個体について 今回の管理計画では、夏期も退去せずに現地に留まる周年定着個体の半減を目指しています。</li> <li>㉒回遊個体等について 冬期間に回遊してくる個体については、現在の知見ではデータ不足のため個体数管理は困難と考えており、通常の駆除捕獲での対応を考えています。</li> <li>㉓関係機関による連携した取組に努め、情報の共有化を図ります。</li> </ul>

意見等の概要	意見等に対する道の考え方
<p>○ 当市の地域においては、現在、アザラシ類の来遊および漁業被害は確認されていないが、今後、他の海獣類と同様にアザラシ類の来遊が増加する可能性があると考えている。そのため、本計画は、今後、アザラシ類の来遊の際の対応を検討する上で重要な指針となると考えており、本計画に基づく実効性の高い漁業被害防除対策が図られることを希望します。</p> <p>○ 当町では、漁業協同組合が湖内で行う氷下漁や刺網漁においてアザラシによる漁具の破損、食害及びアザラシによる魚の追払いにより漁獲の減少が続いていることから平成25年度並びに平成26年度において被害防止のため銃器による捕獲を行っており、平成25年度23頭、平成26年度現時点で43頭捕獲し一定の捕獲効果は見られるが、漁具の破損、食害の減少には至っていないことから、継続的な捕獲の実施が求められる。また、捕獲個体の研究機関への提供を行っているが、湖地域における生態等に関する情報の提供と、銃器以外の捕獲又は追払い方法等についての情報提供を要望する。</p> <p>○ 意見の提出に当たっては、関係団体である漁業協同組合へ意見照会を行い、その結果を踏まえた内容となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2.1. 「公的機関とロシアとの情報交換や共同調査が必要だが、その実現の見通しは立っていない。」という部分について、漁業被害は深刻化しており、関係漁業者は早急な対応を要望しています。個体数管理における個体数推計の観点からも、<u>早急な対応</u>をお願いいたします。</li> <li>・ 2.2. 「刺し網などの他の漁業では、漁獲物の食害痕が残りづらいことから、<u>被害状況の実態の把握が難しく、漁業被害全体の把握が困難である</u>」という部分について、これらは前々からの課題となっています。<u>北海道として今後具体的に如何いった調査を必要なのかを現地に示し、それが実際に可能なのかについて、関係者に意見を聞き、進めていただきたいと考えます。</u></li> <li>・ 2.3. アザラシハンターについては、捕獲がスムーズに出来るようハンター確保と捕獲を並行して進めていく必要があると考えます。</li> <li>・ 2.4. 「銃による捕獲について、色々な制約が伴い実施が困難なケースもあることから、網などの捕獲手法や安楽殺手法の検討が必要」という部分について、様々な状況があるため、その状況や場所に適応した有効な手法の整備をお願いいたします。</li> <li>・ 2.5. <u>混獲頭数の把握については、現地へ具体的な調査方法を説明し、進めていただきたいと考えます。</u></li> <li>・ 2.6. 計画的捕獲を最優先で進めていただき、なおかつ、<u>費用や処理に過剰な負担が生じないように</u>お願いいたします。</li> <li>・ 2.7. <u>漁業・観光それぞれの経済活動の中で一方的な考えではなく、お互いの立場に立った調整は必要である</u>と考えます。様々な意見があるなかで、双方が納得できるような<u>一定のルール作りが必要</u>と考えます。</li> <li>・ 3.1. 計画の目的達成に向けた具体策や、それに伴う<u>調査・協力体制の整備</u>をお願いします。</li> <li>・ 3.2. <u>アザラシとの共存は理想</u>です。しかし現実はそのではなく、<u>漁業被害が深刻化</u>しています。本当の意味で共存を目指すためにも、<u>保護と捕獲とのバランスを</u>考えて進めていかなければならないと考えます。</li> </ul>	